

計画書（公園）

坂戸都市計画公園の変更（坂戸市決定）

都市計画公園に3・3・6号※1北坂戸さかろんパークを次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・6	北坂戸 さかろん パーク	埼玉県坂戸市 伊豆の山町地内	約 2.24 ha	園路、広場、芝生、噴水、休憩所、ベンチ、滑り台、砂場、体験学習施設、駐車場、便所、水飲場、手洗場、照明施設、井戸、雨水貯留施設、備蓄倉庫 他

※1 既存番号：1=溝端公園(R7.1.10 廃止)、2=芦山公園、3=稲荷久保公園、4=千代田公園、5=入西公園
「区域は計画図表示のとおり」

理由

北坂戸駅周辺地区については、人口減少と高齢化の進展により地区のにぎわいが低下しており、その課題に対応するため、令和5年7月に「坂戸市北坂戸地区まち・くらし再生事業基本計画」を策定し、地域活性化のための市の方針を決定したところである。

基本計画では、地区内の公的不動産等を活用し、民間活力の導入による公共施設、民間施設及び賑わい広場を併設した多世代交流拠点や新たな都市公園等を整備することで、都市機能の集約を図り、北坂戸地区における「まち・くらし再生」を促進することを目的としている。

本公園は、廃校後未利用地となっている旧北坂戸小学校用地及び隣接する北坂戸地域交流センター用地を活用して、地域に開かれた新たな都市公園（近隣公園）として整備するものである。

このことから、溝端公園については都市公園法第16条第1項第2号に基づき廃止し、廃校となった旧北坂戸小学校用地を都市公園として活用することとした。

なお、溝端公園については、都市計画法に基づく都市計画決定（都市施設（公園））を廃止する都市計画決定（変更）を、令和7年1月10日付けで告示したところである。

今回、旧北坂戸小学校用地に整備する新たな都市公園の区域が明確になったことから、都市公園法に基づく都市計画（都市施設（公園））を変更する。